平成２６年（フ）第１０２３号
東京都立川市高松町２丁目24番30号園部ハイツ101号
破産者　佐久間悦子
1　決定年月日　平成27年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２１２号
静岡県富士市前田289番地５
破産者　株式会社メタリング
1　決定年月日　平成27年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第３５５号
川崎市麻生区細山３丁目13番４－２号
破産者　株式会社ＴＬＰ
1　決定年月日　平成27年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１９７２号
大阪市北区長柄西２丁目２番11号
破産者　株式会社廣圓
1　決定年月日　平成27年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５５２号
大阪市中央区谷町９丁目１番18号
破産者　ソルテック株式会社
1　決定年月日　平成27年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０８５号
大阪市北区中崎西１丁目２番13号
破産者　株式会社プラネットバルン
1　決定年月日　平成27年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４９１号
大阪市平野区加美東４丁目20番20号
破産者　株式会社加美土地
1　決定年月日　平成27年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３０５号
大阪府東大阪市御厨南２丁目２番21号
破産者　有限会社車屋
1　決定年月日　平成27年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３０７号
大阪府豊中市庄内宝町２丁目１番18号、商業登記簿上の本店所在地大阪府豊中市庄本町１丁目11番24号
破産者　株式会社西脇塗装
1　決定年月日　平成27年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３７２号
大阪市中央区東心斎橋１丁目４番７号
破産者　株式会社クラスプ
1　決定年月日　平成27年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４０４号
大阪府東大阪市花園西町１－２－20－701、商業登記簿上の本店所在地大阪府東大阪市稲葉３丁目10番21号
破産者　株式会社トライ
1　決定年月日　平成27年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４９７号
大阪市淀川区木川東１丁目５番23号、商業登記簿上の本店所在地大阪市東淀川区東中島３丁目２番２号　レジデンス新大阪103号
破産者　株式会社太田建築・測量事務所
1　決定年月日　平成27年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５４０号
大阪府門真市深田町25番16号
破産者　有限会社渡部製作所
1　決定年月日　平成27年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１００３号
大阪府羽曳野市学園前４丁目246番地の10
破産者　株式会社脩翔リノベーション
1　決定年月日　平成27年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１６号
大阪市中央区船場中央２丁目２番５－210号
破産者　ルヴァン株式会社
1　決定年月日　平成27年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７７号
長野県諏訪市大字中洲4561番地３
破産者　アートプロセス有限会社
1　決定年月日　平成27年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第２６９号
三重県四日市市中部５番８号
破産者　株式会社川まん
1　決定年月日　平成27年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第２３８号
兵庫県西宮市青木町14－７、登記簿上の本店所在地兵庫県西宮市今津曙町４番１号
破産者　有限会社クエストコーポレーション
1　決定年月日　平成27年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第４８７号
岡山市北区建部町小倉179番地
破産者　川崎工業こと　川崎　龍之
1　決定年月日　平成27年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９４８号
広島市西区古江西町26番86号
破産者　有限会社三友
1　決定年月日　平成27年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３９号
徳島県三好市東祖谷菅生191番地
破産者　有限会社長岡建設
1　決定年月日　平成27年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所美馬支部